



# 熊本県公報

第12982号  
令和2年(2020年)  
12月1日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○熊本都市計画下水道事業の事業計画変更認可	(下水環境課) 1
○漁船保険付保義務の消滅(魚貫町加入区)	(団体支援課) 2
○熊本県電子入札共同利用システム使用機器等賃貸借に係る 一般競争入札の参加資格等	(監理課) 2
<b>公 告</b>	
○保安林内の皆伐限度面積の公表	(森林保全課) 3
○熊本県流域下水道事業の業務状況の公表	(下水環境課) 4
○熊本県電子入札共同利用システム使用機器等賃貸借に係る 一般競争入札の実施	(監理課) 5
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(環境影響評価審査会) 9
○第19回熊本県本人確認情報保護審議会の開催	(本人確認情報保護審議会) 9

## 告 示

### 熊本県告示第873号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道(熊本市公共下水道)
- 3 事業施行期間 昭和25年(1950年)7月28日から令和4年(2022年)3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和25年(1950年)7月28日建設省告示第903号、昭和32年(1957年)10月28日建設省告示第1346号、昭和38年(1963年)8月16日建設省告示第2021号、昭和40年(1965年)5月29日建設省告示第1406号、昭和44年(1969年)3月31日建設省告示第1048号、昭和46年(1971年)10月16日熊本県告示第891号、昭和47年(1972年)9月2日熊本県告示第708号、昭和47年(1972年)10月31日熊本県告示第860号、昭和48年(1973年)12月11日熊本県告示第974号、昭和50年(1975年)3月29日熊本県告示第280号、昭和50年(1975年)12月9日熊本県告示第1031号、昭和51年(1976年)8月21日熊本県告示第767号、昭和53年(1978年)3月31日熊本県告示第308号の8、昭和54年(1979年)2月17日熊本県告示第132号、昭和54年(1979年)5月29日熊本県告示第429号、昭和56年(1981年)9月19日熊本県告示第846号、昭和57年(1982年)1月19日熊本県告示第854号、昭和57年(1982年)8月12日熊本県告示第854号、昭和59年(1984年)3月22日熊本県告示第254号、昭和61年(1986年)8月26日熊本県告示第644号、昭和63年(1988年)3月1日熊本県告示第185号、平成元年(1989年)3月24日熊本県告示第254号、平成3年(1991年)1月30日熊本県告示第85号、平成4年(1992年)8月14日熊本県告示第596号、平成4年(1992年)12月18日熊本県告示第942号、平成5年(1993年)4月9日熊本県告示第330号、平成6年(1994年)9月21日熊本県告示第735号、平成6年(1994年)12月28日熊本県告示第1043号、平成9年(1997年)3月7日熊本県告示第145号、平成10年(1998年)11月30日熊本県告示第761号、平成13年(2001年)2月14日熊本県告示第112号、平成13年(2001年)4月9日熊本県告示第315号、平成15年(2003年)3月24日熊本県告示第290号、平成15年(2003年)12月5日熊本県告示第1152号、平成18年(200

6年)1月13日熊本県告示第14号、平成22年(2010年)4月9日熊本県告示第451号、平成24年(2012年)3月2日熊本県告示第209号、平成5年(1993年)3月17日熊本県告示第230号、平成9年(1997年)3月7日熊本県告示第149号、平成13年(2001年)7月6日熊本県告示第561号、平成16年(2004年)7月16日熊本県告示第766号、平成21年(2009年)3月17日熊本県告示第210号、平成23年(2011年)3月22日熊本県告示第300号、平成26年(2014年)4月8日熊本県告示第385号、平成27年(2015年)12月1日熊本県告示第1045号、平成30年(2018年)11月26日熊本県告示第982号、令和2年(2020年)6月26日熊本県告示第542号の事業地のうち、中央区水前寺四丁目において事業地を変更し、南区畠口町字東四ノ割、西区花園一丁目を加える。

(2) 使用の部分

昭和25年(1950年)7月28日建設省告示第903号、昭和32年(1957年)10月28日建設省告示第1346号、昭和38年(1963年)8月16日建設省告示第2021号、昭和40年(1965年)5月29日建設省告示第1406号、昭和44年(1969年)3月31日建設省告示第1048号、昭和46年(1971年)10月16日熊本県告示第891号、昭和47年(1972年)9月2日熊本県告示第708号、昭和47年(1972年)10月31日熊本県告示第860号、昭和48年(1973年)12月11日熊本県告示第974号、昭和50年(1975年)3月29日熊本県告示第280号、昭和50年(1975年)12月9日熊本県告示第1031号、昭和51年(1976年)8月21日熊本県告示第767号、昭和53年(1978年)3月31日熊本県告示第308号の8、昭和54年(1979年)2月17日熊本県告示第132号、昭和54年(1979年)5月29日熊本県告示第429号、昭和56年(1981年)9月19日熊本県告示第846号、昭和57年(1982年)1月19日熊本県告示第54号、昭和57年(1982年)8月12日熊本県告示第854号、昭和59年(1984年)3月22日熊本県告示第254号、昭和61年(1986年)8月26日熊本県告示第644号、昭和63年(1988年)3月1日熊本県告示第85号、平成元年(1989年)3月24日熊本県告示第254号、平成3年(1991年)1月30日熊本県告示第85号、平成4年(1992年)8月14日熊本県告示第596号、平成4年(1992年)12月18日熊本県告示第942号、平成5年(1993年)4月9日熊本県告示第330号、平成6年(1994年)9月21日熊本県告示第735号、平成6年(1994年)12月28日熊本県告示第1043号、平成9年(1997年)3月7日熊本県告示第145号、平成10年(1998年)11月30日熊本県告示第761号、平成13年(2001年)2月14日熊本県告示第112号、平成17年(2005年)4月9日熊本県告示第315号、平成15年(2003年)3月24日熊本県告示第290号、平成15年(2003年)12月5日熊本県告示第1152号、平成18年(2006年)1月13日熊本県告示第14号、平成22年(2010年)4月9日熊本県告示第451号、平成24年(2012年)3月2日熊本県告示第209号、平成5年(1993年)3月17日熊本県告示第230号、平成9年(1997年)3月7日熊本県告示第149号、平成13年(2001年)7月6日熊本県告示第561号、平成16年(2004年)7月16日熊本県告示第766号、平成21年(2009年)3月17日熊本県告示第210号、平成23年(2011年)3月22日熊本県告示第300号、平成26年(2014年)4月8日熊本県告示第385号、平成27年(2015年)12月1日熊本県告示第1045号、平成30年(2018年)11月26日熊本県告示第982号、令和2年(2020年)6月26日熊本県告示第542号の事業地の変更する。

熊本県告示第874号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成28年(2016年)11月29日熊本県告示第1003号で公示した魚貫町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和2年(2020年)11月28日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第875号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- 熊本県電子入札共同利用システムに係る使用機器等の賃貸借
- 2 入札参加資格
- 1 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和2年(2020年)12月8日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日を含む)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

公 告

熊本県公告第710号  
森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和2年度(2020年度)における保安林の皆伐による立木の伐採につき第4回分としての森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。  
令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林 計画区及び緑川地域森 林計画区	菊池川水源かん養保安林	442.90
	菊池川土砂流出防備保安林	49.58
	菊池川干害防備保安林	5.73
	菊池川保健保安林	30.22
	阿蘇地区水源かん養保安林	624.00
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	57.13
	阿蘇地区保健保安林	20.90
	小国地区水源かん養保安林	77.96
	小国地区土砂流出防備保安林	26.40
	大野川水源かん養保安林	80.52
	大野川土砂流出防備保安林	5.64
	緑川水源かん養保安林	686.53
	緑川土砂流出防備保安林	57.88
	緑川干害防備保安林	0.94
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	53.86
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	10.02
	宇城地区水源かん養保安林	229.78
	宇城地区土砂流出防備保安林	16.88

球磨川地域森林計画区	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	941.34
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	24.19
	氷川・五家荘地区保健保安林	3.44
	城南地区水源かん養保安林	326.54
	城南地区土砂流出防備保安林	84.58
	球磨地区水源かん養保安林	3,423.01
	球磨地区土砂流出防備保安林	510.56
	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	59.30
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	394.28
	天草地区土砂流出防備保安林	148.01
	天草地区保健保安林	62.10

**熊本県公告第711号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和2年度（2020年度）上期の熊本県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。  
令和2年（2020年）12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 事業の概要

(1) 概況

熊本北部流域下水道の今期の流入水量は12,685,410 m<sup>3</sup>で前年度同期と比較すると103.6パーセント、球磨川上流流域下水道は1,409,691 m<sup>3</sup>で105.4パーセント、また八代北部流域下水道量は1,319,424 m<sup>3</sup>で102.6パーセントとなっており、昨年同期と比べ増加傾向にある。

(2) 流入水量の状況

	熊本北部		球磨川上流		八代北部	
	今年度(円)	前年同期比(%)	今年度(円)	前年同期比(%)	今年度(円)	前年同期比(%)
4月	1,976,310	100.9	199,346	98.5	195,627	99.1
5月	2,052,049	102.3	218,281	102.5	213,915	106.0
6月	2,148,980	107.2	234,232	106.0	225,431	107.6
7月	2,432,440	110.3	287,427	112.1	264,297	107.6
8月	2,068,957	98.4	241,817	105.3	210,367	93.4
9月	2,006,674	101.7	228,588	106.6	209,787	101.8
計	12,685,410	103.6	1,409,691	105.4	1,319,424	102.6

(3) 修繕及び改良工事等について

令和2年度（2020年度）上期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

流域下水道名	工事等名称	工事金額（円、税込）	工期
熊本北部	熊本北部流域下水道（防災・安全）マンホール耐震補強その2工事	16,527,059	R1(2019).11.22 ～R2(2020).7.15

(4) 職員の状況

令和2年度（2020年度）流域下水道事業の職員数は、次のとおりである。  
（令和2年（2020年）9月30日現在）（単位：人）

区分	職員	現業職員	嘱託	計
本庁・下水環境課	2	0	0	2
県央広域本部	1	0	0	1
県南広域本部	1	0	0	1
球磨地域振興局	1	0	0	1
計	5	0	0	5

(5) 条例の制定、改廃について  
なし

2 経理の状況  
令和2年度(2020年度)上期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県流域下水道事業会計合計残高試算表

令和2年(2020年)9月30日

(単位:円)

借方		勘定科目	貸方	
残高	累計		累計	残高
		営業収益	793,206,759	793,206,759
		営業外収益	315,508,242	315,508,242
775,922,414	775,922,414	営業費用		
45,880,536	45,880,536	営業外費用		
16,683,600	33,367,200	特別損失	16,683,600	
30,672,876,452	30,672,876,452	有形固定資産		
12,470,000	12,470,000	無形固定資産		
216,966,615	216,966,615	投資その他資産		
281,106,567	2,636,159,637	現金預金	2,355,053,070	
1,310,997,000	2,183,524,436	営業未収金	872,527,436	
0	1,811,511	営業外未収金	1,811,511	
8,859,549	8,859,549	短期貸付金		
552,131,000	552,131,000	前払金		
78,616,347	128,530,901	仮払消費税及び地方消費税	49,914,554	
		企業債(期限到来1年超)	6,473,141,354	6,473,141,354
	8,859,549	長期借入金(期限到来1年超)	225,826,164	216,966,615
	242,123,625	企業債(期限到来1年内)	578,468,837	336,345,212
	8,859,549	長期借入金(期限到来1年内)	8,859,549	0
	642,355,419	営業未払金	642,355,419	0
	16,262	その他未払金	16,262	0
	1,220,000	預り保証金	4,512,988	3,292,988
		仮受消費税及び地方消費税	79,479,706	79,479,706
		長期前受金	22,649,545,649	22,649,545,649
		固有資本金	603,804,332	603,804,332
		資本剰余金	2,501,219,223	2,501,219,223
33,972,510,080	38,171,934,655	合計	38,171,934,655	33,972,510,080

3 令和元年度決算の状況  
流域下水道事業は、令和2年(2020年)4月から地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、令和元年度(2019年度)までは流域下水道事業特別会計として事業を行ったため、該当ありません。

熊本県公告第712号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県電子入札共同利用システムに係る使用機器等の賃貸借

(2) 賃貸借物品及び数量

- (3) 熊本県電子入札共同利用システムに係る使用機器等 一式  
 熊本県係る発注・契約担当部局  
 熊本県土木部監理課建設業班 (熊本県庁行政棟本館11階)  
 郵便番号862-8570
  - (4) 熊本県熊本中央区水前寺6丁目18番1号  
 業務に係る入札担当部局  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号862-8570 熊本県熊本中央区水前寺6丁目18番1号
  - (5) 貸借物品の規格、品質等  
 4の(2)に示す要求仕様書(以下「要求仕様書」という。)による。
  - (6) 貸借期間  
 令和3年(2021年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日まで
  - (7) 納入期限  
 令和3年(2021年)9月30日
  - (8) 納入場所  
 要求仕様書による。
  - (9) 入札方式(紙入札併用案件)  
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに入札し、4(3)ア  
 の電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行  
 行承認願を提出し、熊本県の承認を受け、紙入札に引き続き入札できる者  
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、  
 ウ 閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (10) 入札金額  
 入札金額は、1月当たりでの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率  
 で計算すると、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の1  
 0に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端  
 数金額を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするため、入札者は、消費税及び地  
 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契  
 約金額の110分の100に相当する金額により入札する。希望金額の110分の100に  
 (11) 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭  
 和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達  
 ・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
  - (12) 最低制限価格の設定  
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることを要すること。  
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱  
 (平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有する入札申請に  
 定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者で、競争入札参加資格  
 参加資格を有している場合、次のアからエまでの場合、変更届を次の受付期間  
 登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格の申請内容に変更届を次の受付  
 以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日まで期間  
 ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付  
 期間  
 公告の日から令和2年(2020年)12月8日(火)午後5時まで  
 イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
 1(4)の入札担当部局  
 ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法  
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵  
 送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の  
 申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係  
 る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の  
 申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係  
 る再生計画認可の決定を受けていること。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年  
 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
  - (5) 要求仕様書に定める仕様条件を満たす物品を賃借できる者であること。
- 3 入札参加のための確認申請  
 (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能等証明書及びその他提出書類(納入物品仕様一覧、カタログ、体制図等)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年(2020年)12月16日(水)午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)12月16日(水)午後5時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(4)の入札担当部局において公告の日から令和3年(2021年)1月14日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)1月13日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和3年(2021年)1月14日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)1月13日(水)午後5時(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する

- 入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
  - 入札参加者は入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出は(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
  - 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
  - ア 入札金額の総額と単価の取り違い
  - イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
  - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
  - 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
  - 免除する。
- 5 契約について
  - (1) 契約書の作成の要否
    - 要
  - (2) 契約の締結期限
    - 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
    - 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
  - (4) 契約保証金
    - 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(60月)を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
    - ア 納付期限 (3)の申出期限
    - イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
  - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
  - (1) 問合せ先
    - (ア) 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
      - 熊本県土木部監理課建設業班
      - 電話番号 096-333-2485
      - ファックス番号 096-381-5404
    - (イ) 競争入札参加資格審査申請及び入札手続き(紙入札移行承認等)に関すること
      - 熊本県出納局管理調達課管理班
      - 電話番号 096-333-2581
      - ファックス番号 096-381-9010
    - (ウ) 電子入札システムの操作方法に関すること
      - くまもと県市町村電子入札コールセンター
      - 電話番号 096-373-2032
      - ファックス番号 096-370-5455
  - (2) 受付時間
    - 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日をも定める条例第1条第1

項各号に掲げる日を除く。)

## 8 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased  
A set of servers and other supplies for "Electronic Tender Sharing System for Kumamoto Prefecture and Municipality"
- (2) Date and Place for tender  
Date: January 14th 2021, 11:00a.m  
Place: The bidding room(basement 1st floor)  
Kumamoto Prefectural Government Main Building
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Civil Engineering Administration Division,  
Department of Civil Engineering,  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2485
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

### 登載依頼

#### 熊本県環境影響評価審査会公告第1号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時  
令和2年(2020年)12月7日(月)午後1時から午後5時まで  
①「(仮称)苓北風力発電事業」  
(開始予定時刻:午後1時から)  
②「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム」  
(開始予定時刻:午後3時25分から)
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 審議内容  
(1)「(仮称)苓北風力発電事業環境影響評価準備書」について  
(2)「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書」について
- 4 傍聴者の定員  
審議内容ごとに10人
- 5 傍聴手続  
(1)会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、各審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。  
(2)傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。  
(3)傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)  
電話096-333-2268

#### 熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号

第19回熊本県本人確認情報保護審議会を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時  
令和2年(2020年)12月23日(水)午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 報告事項(予定)  
(1)県の本人確認情報保護の取組み  
(2)市町村の本人確認情報保護対策に係る支援  
(3)知事以外の執行機関が本人確認情報を利用及び提供する事務の改正について

- (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
  - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題  
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問合せ先  
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村・税務局市町村課）  
（電話 096-333-2105）